

第10期 県民生活審議会 第1回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時 平成26年3月11日(火) 10:00~12:00
- 2 場 所 兵庫県民会館 7階会議室「鶴の間」
- 3 出席者 (委員) 根岸部会長、寄本委員、滝川委員、幡井委員、安平委員 5名
(専門委員) 鈴木委員、竹内委員、伴委員 3名
(事務局) 柳瀬生活消費局長、有本消費生活課長
若林消費生活課副課長兼消費政策係長
西谷消費生活課課長補佐兼消費生活係長
橋本
(関係機関) 友久生活消費局参事兼生活衛生課長
土取生活科学総合センター長
小前生活科学総合センター副センター長兼研修広報部長
本多生活科学総合センター相談事業部長
岩浅東播磨消費生活センター消費生活専門員
武中中播磨消費生活創造センター長
畠西播磨県民室長兼西播磨消費生活センター長
宮崎但馬県民局県民協働室長兼但馬消費生活センター長
山内丹波県民局県民室主幹兼丹波消費生活センター消費生活課長
西川淡路県民局県民生活室長兼淡路消費生活センター長
中村警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐
左山警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐

4 審議概要

(不当な取引行為の指定について)

ア 提案趣旨及び補足説明

- ・ デート商法は、販売目的の隠匿、不意打ち性が高い、長時間の執拗な勧誘など問題が多く、不当と言って差し障りのない取引方法である。
- ・ 投資用マンションを購入させられるなど、高額な被害となる事例もある。
- ・ 高齢者被害など、事件(相談)には現れない被害もあるのではないかと。
- ・ 現行の禁止項目に該当することが消費者には分かりにくい。消費者が被害の

申告をしやすい環境を作ることや、事業者への一般的な抑止を図るという観点も重要。新たな類型として追加してもいいのではないか。

- ・ 他府県での先行事例がある。

イ 事務局見解

- ・ 兵庫県内のデート商法による被害件数は、平成15年は214件、平成25年は29件で、全国においても同様に減少している。平成25年の29件のうち高額な被害となる投資用マンションの被害は3件であり、このうち婚活サイトで契約に至った事例はない。
- ・ デート商法事案に対しては、心理的負担に乗じる勧誘にあたるとして事業者指導を行っている。
- ・ 現行のままで事業者指導は可能と考えており、今後も事例は様々に増えていくと思われるため、本提案は、事例集への追加により対応することとしたい。

ウ 他の委員から提出された意見

- ・ 高齢者にもデート商法に似たような事案があるが、親切を装って心理的負担を生じさせるとも言えるので幅広く適用できる。
- ・ 「心理的負担に乗じた勧誘」以外にも関連すると思われる類型があり、現在のどの類型にあたるのか検討が必要。

次回以降の消費生活部会で、継続して審議することとなった。